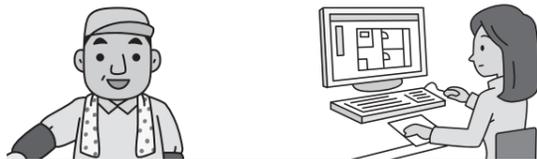


市民提案型 パートナーシップ事業

政策推進課
☎ 055-948-1413
〒 410-2292
伊豆の国市長岡 340-1

1. 伊豆の国市市民提案型 パートナーシップ事業とは

市と行政とのパートナーシップづくりを促し、多様な主体によるさまざまな市民サービスが提供される豊かな地域社会と、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりの推進を目的に実施します。
『市民の皆さんの自由な発想』に基づき提案していただいた事業を、市民と行政が協働して実施します。



3. パートナーシップ事業の詳細

- テーマ
NPO、市民活動団体などが市と協働で課題解決に取り組みたいと考えるテーマにより、事業提案してください。テーマは自由に設定していただいて構いません。
- 対象となる事業
- ①公益的または社会貢献的な事業で、提案する NPO、市民活動団体などと市が協働で取り組むことで、市民福祉の向上が期待できるもの
 - ②単独で実施するよりも、NPO、市民活動団体などと市が協力・連携して実施するほうが、より高い効果が期待できるもの
 - ③ NPO、市民活動団体などのアイデアや、専門性などを生かすことができるもの
 - ④協働事業として実施するにあたり、NPO、市民活動団体などと市が明確かつ適切に役割分担できるもの
 - ⑤その主たる効果が市内において生ずるもの
- 対象外の事業
- ・ 営利を目的とするもの
 - ・ 宗教に関わるもの
 - ・ 政治活動に関わるもの
 - ・ 公序良俗に反するものなど
- ※ 応募できる事業は、1 団体につき 1 事業です。

2. 応募できる団体の要件

次に掲げる事項をすべて満たすことを要件とします。

- ① 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う団体（NPO、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会、地域づくり協議会など）であること
- ② おおむね 5 人以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則などがあること
- ④ 会計処理が適切に行われていること

4. 事業期間および市の支援額

事業期間／おおむね、平成 26 年 7 月 1 日（火）～平成 27 年 3 月 31 日（火）の単年度事業とします。

市の支援額／市の支援額の上限は 1 事業あたり 20 万円以下で事業の内容により確定します。

※ パートナーシップ事業の事業費と直接関わりのない経費（組織自体を維持するための経費、団体単独の活動経費など）、人件費、備品購入費、食糧費は市支援額の対象外となります。市に支援を希望する全額が、市支援額として認められるとは限りません。実際の市の支援額は、採択後に事業計画を精査したうえで、交付決定します。

まちづくりにご参加ください

5. 応募表明

下記の書類を提出してください。

提出書類	
1	パートナーシップ事業申込書
2	パートナーシップ事業提案書
3	パートナーシップ事業収支予算書
4	団体概要書等
5	団体の規則、定款、規約、会則
6	役員・会員名簿

- ・ 提出していただいた応募書類などはお返ししません。
- ・ 応募に必要な経費は、応募者の負担とします。

◇ 提案団体と提案事業の担当課との協議／
応募された事業企画の内容や役割分担などについて、提案団体と提案された事業の担当課による協議を行い、事業の効果がより高まるよう、企画内容をみがき上げます。

- ◆ 期間／4 月 28 日（月）～5 月 12 日（月）
8：30～17：15 ※土日祝日を除く
- ◆ 提出方法／政策推進課（伊豆長岡庁舎）に持参、または郵送（5 月 12 日（月）必着）
※ 郵送の場合は提出後、確認の電話をお願いします。

◇ 提出期限／6 月 6 日（金）必着
左記の調整、協議後に、当初提出いただいた関係書類などの内容を修正する必要がある際は、修正を行った後に関係書類を政策推進課に提出していただきます。

6. 事例

例えば、次のような事業が対象となります。

事業例	内容
公園や公共施設などの有効活用事業	公園や公共施設などでの花壇作りや散策路の整備
児童文化・芸術活動の支援による『子どもの読書活動』の推進事業	子どもの読書活動の推進のため、お話し会へのメンバー派遣や読み聞かせのできる人の育成のための講座の開催
高齢者のための『らくらくアンチエイジング教室』	ストレッチやウォーキングなど、スポーツの側面からの介護予防の推進
映像制作を通じた観光プロモーション	伊豆の国市の偉人『江川坦庵』や市内観光地を舞台にした短編映画の制作や、伊豆の国市の PR 活動

7. スケジュール

